

## 瀬戸市国民健康保険条例の一部改正（案）について

## 1 条例改正の理由

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正見込に伴い、条例中所要の事項を改正するため。

## 2 条例改正の概要

## (1) 主な内容

ア 基礎賦課限度額を66万円（現行65万円）に引き上げる。

イ 後期高齢者支援金等賦課限度額を26万円（現行24万円）に引き上げる。

ウ 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を30万5千円（現行29万5千円）に引き上げる。

エ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を56万円（現行54万5千円）に引き上げる。

## (2) 施行期日等

施行期日を令和7年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。

## 3 条例改正に伴う影響、効果等

保険料に係る基礎賦課限度額等の上限を引き上げることにより、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。また、経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直すことにより、現在の対象世帯が引き続き軽減を受けることができる。